

指 示

令和2年1月17日

大熊町長 殿
写) 福島県知事 殿

平成23年(2011年)福島第一原子力発電所
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴い、大熊町において設定された帰還困難区域のうち別紙に記載する区域については、平成30年12月21日に原子力災害対策本部において決定した『特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて』における避難指示解除の要件を満たすことから、令和2年3月5日午前0時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

以上

大熊町

帰還困難区域	<p>県道大野停車場大川原線 (大字下野上字大野414番地先から大字下野上字大野416番地先まで、 大字下野上字原327番1地先から大字下野上字清水624番2地先まで)</p> <p>町道西20号線 (大字下野上字大野413番地先から大字下野上字大野98番4地先まで)</p> <p>町道西49号線 (大字下野上字原4番1地先から大字下野上字大野98番4地先まで)</p> <p>大熊町大字下野上字大野 98番地1、98番地5、98番地6、 98番地7、115番地3、 284番地3、285番地、 791番地1、797番地1、 811番地 大字下野上字鮎沢 120番地10、120番地11、 120番地12、247番地30</p> <p>東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域</p>
--------	---